



適正な請負と製造請負優良適正事業者認定制度(GJ認定制度)について

2026年2月20日

GJ 製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

-
1. 一般社団法人日本BPO協会のご紹介
 2. 製造請負ガイドライン
 3. 製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）
 4. GJチャレンジ制度
 5. GJ認定制度オンラインセミナー
 6. 請負なんでも相談室

1. 一般社団法人日本BPO協会 のご紹介

一般社団法人日本BPO協会は、厚生労働省から「請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」を受託し、製造請負改善推進協議会を設置、「製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）」、「請負相談」を運営しています。

1. 一般社団法人日本BPO協会のご紹介

一般社団法人 日本BPO協会 (Japan Business Process Outsourcing and Staffing Association) は、製造請負・派遣事業者を中心とした団体であり、1989年（平成元年）に「日本構内請負協議会」として設立され、2000年（平成12年）に公益法人として認可されました。

当協会は、請負・派遣事業の適正かつ健全な運営と、労働者の雇用の安定と待遇の向上を目的とした活動を行っています。

◆ 協会概要 ◆

代表者：会長 清水 竜一

（NISSOホールディングス株式会社

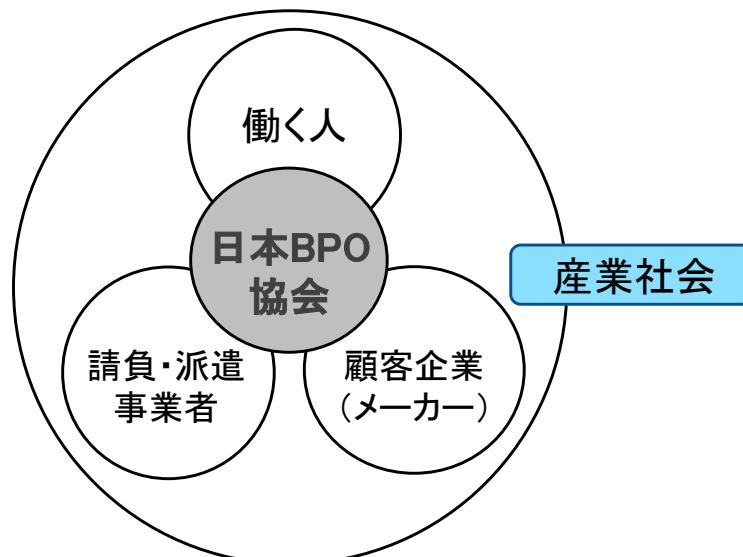
代表取締役社長執行役員）

設立：1989年（平成元年）12月

会員数：167社（2026年2月現在）

所在地：〒105-0004

東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9階



■ 働く人のために

- より多くの人に多様な就業機会を提供します。
- 技能の習熟と知識向上を応援します。
- ワークライフバランス向上を推進します。
- 安全・安心して働く職場環境をつくります。

■ 顧客企業（メーカー）のために

- 生産性の向上、品質の向上を支援します。
- 戦略的な人材活用を支援します。
- よりよいものづくり環境の整備を支援します。

■ 請負・派遣事業者のために

- 派遣法等への適切な対応をします。
- 請負の適正な基準づくりを図り、その普及・啓発に尽くします。
- 健全で成長可能な運営を支援します。

■ 産業社会のために

- 多様な雇用の創出に取り組みます。
- ものづくりを担う人材の育成を推進します。
- 安全衛生・労働災害の撲滅に努めます。

1. 一般社団法人日本BPO協会のご紹介

◆活動内容

●政策提言

日本BPO協会は、製造請負・派遣事業に関する「政策提言」を隨時発表しています。

また、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、派遣法改正について意見を述べております。

●各種セミナーの開催

- ・派遣法における同一労働同一賃金の実務
- ・改正労働者派遣法セミナー

●人材育成・キャリア形成の支援

■研修事業

- ・設備保全研修／基礎編・応用編
ポリテクセンターと連携して開発
- ・請負現場のリーダー養成講座（リーダー塾）
- ・第一種衛生管理者合格対策講座
- ・生産性向上支援訓練 等
- ・キャリア面談担当者の育成

■資格取得支援

- ・キャリアコンサルタント
- ・自主保全士 等

●業況・業務関連情報の提供

- ・「JBPOニュース」の配信

- ・「製造請負・派遣事業動向調査」（四半期ごと）

●委託事業

- ・厚生労働省委託事業
「請負事業適正化・雇用管理改善推進事業」
(2007年度～2020年度、2022～2025年度)
- ・GJ認定制度の運営
- ・請負事業の適正化に関する実態把握調査の実施
- ・請負相談の運営
- ・厚生労働省委託事業
「請負事業の適正化に関する調査・研究事業」
(2021年度)
- ・厚生労働省委託事業
「業界検定スタートアップ支援事業」
(2014年度～2015年度)
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
委託事業
「製造請負・派遣業高齢者雇用推進事業」
(2015年度～2016年度)

2. 製造請負ガイドライン

- 2-1. 製造請負ガイドラインとは
- 2-2. 請負事業者主向けガイドライン
- 2-3. 発注者向けガイドライン
- 2-4. 製造請負ガイドラインの詳細について

《参考》 適正な請負を行うための知識の認知度

- 2024年度厚生労働省の委託事業として製造分野の発注者及び請負事業者を対象に実施した調査結果

名称	認知状況	発注者	請負事業者
派遣事業と請負事業の区分基準(告示第37号)	名前も内容も知っている	<u>43.9%</u>	33.7%
	名前は知っているが内容は知らない	27.3%	<u>41.5%</u>
	名前も内容も知らない	28.8%	24.8%
製造請負ガイドライン	名前も内容も知っている	<u>44.2%</u>	33.7%
	名前は知っているが内容は知らない	31.3%	<u>42.7%</u>
	名前も内容も知らない	24.5%	23.5%
製造請負優良適正事業者認定制度(GJ認定制度)	名前も内容も知っている	32.2%	21.1%
	名前は知っているが内容は知らない	28.5%	38.4%
	名前も内容も知らない	<u>39.3%</u>	<u>40.6%</u>

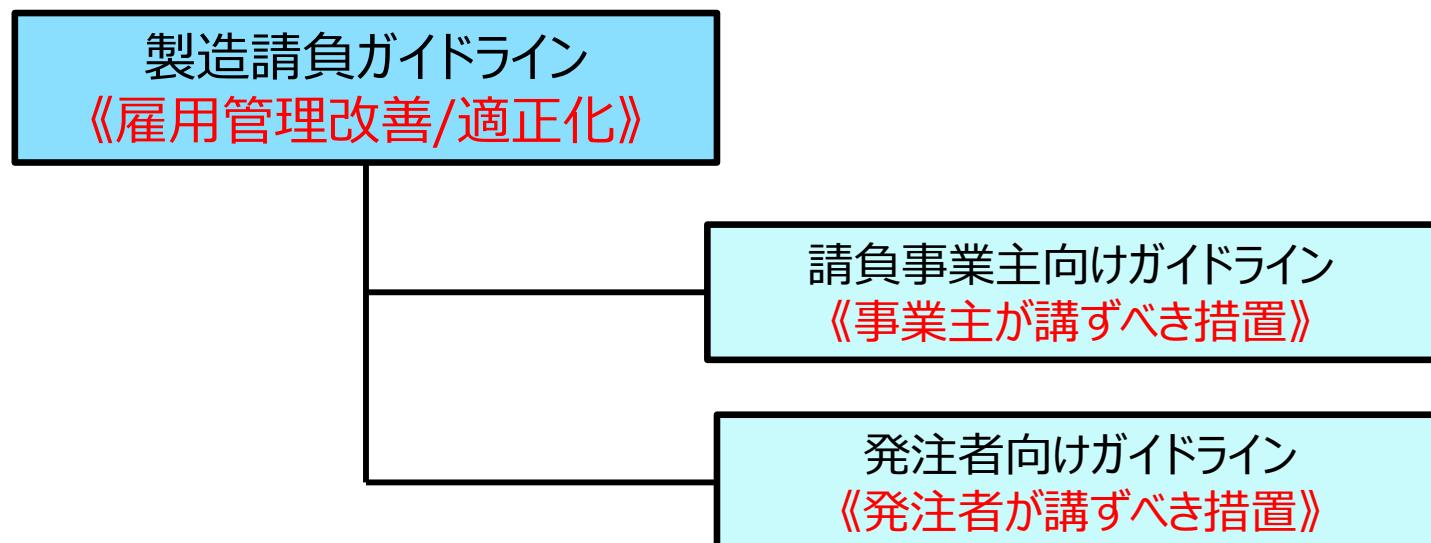
※「2024年度厚生労働省委託事業 製造請負事業実態把握調査報告書」より

2. 製造請負ガイドライン

2-1. 製造請負ガイドラインとは

製造請負事業については、労働条件、待遇その他雇用管理などが、必ずしも十分でなく、これらの改善が課題であったことから、厚生労働省が2007年（平成19年）に製造請負事業の雇用管理改善及び適正化を目的に請負事業者及び発注者が取り組むべき措置について、ガイドラインとして定めたものです。

請負事業では、請負労働者の雇用等に関して発注者からの影響を受けやすいという特徴があり、発注者の協力が必要になるため、請負事業主だけでなく、発注者に対してもガイドラインが策定されています。



2. 製造請負ガイドライン

2-2. 請負事業主向けガイドライン

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む**請負事業主が講すべき措置**について、ガイドラインとして定めたものです。

＜就業条件等の改善のための措置＞

- 1 安定的な雇用関係の確保
- 2 安定的な雇用関係の確保に配慮した事業の運営
- 3 キャリアパスの明示等

＜職業能力開発＞

- 1 教育訓練等
- 2 職業能力開発の評価

＜法令順守＞

- 1 請負と労働者派遣の適切な選択
- 2 労働者派遣法及び職業安定法の遵守
- 3 労働基準法、労働安全衛生法等関係法令の遵守
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 5 法令の周知
- 6 法令遵守の取組
- 7 適正な請負料金の設定

＜苦情の処理＞

＜体制の整備＞

- 1 事業所責任者の選任
- 2 工程管理等責任者の選任

2. 製造請負ガイドライン

2-3. 発注者向けガイドライン

製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む発注者が
講すべき措置について、ガイドラインとして定めたものです。

＜就業条件等の改善のための措置＞

- 1 福利厚生施設の利用
- 2 請負事業主の選定と取引関係の継続
- 3 請負契約の解除
- 4 中途採用における募集方法の明示等

＜法令順守＞

- 1 請負と労働者派遣の適切な選択
- 2 労働者派遣法及び職業安定法の遵守
- 3 労働安全衛生法等の遵守
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 5 法令の周知
- 6 法令遵守の取組

＜職業能力開発＞

- 1 教育訓練に係る協力
- 2 教育訓練施設等の利用

＜苦情の処理＞

2. 製造請負ガイドライン

2-4. 製造請負ガイドラインの詳細について

製造請負ガイドラインの詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されています。厚生労働省ホームページには、ガイドラインだけでなく、ガイドラインへの適合状況をセルフチェックできるチェックシートが用意されています。

チェックシートを活用いただくことにより、請負事業者、および発注者における適正な事業運営をさらに推進することができます。



厚生労働省 製造請負ガイドラインホームページ



3. 製造請負優良適正事業者認定制度 (GJ認定制度) について

- 3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要
- 3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット
- 3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット
- 3-4. GJ認定事業者一覧

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

GJ認定制度は、適正な請負の推進、雇用管理の改善を実現するための管理体制・実施能力が認められた製造請負事業者を「優良適正事業者」として認定する制度で、2010年度（平成22年度）に厚生労働省が次の**目的**で創設しました。

- 製造請負事業の適正化
- 雇用管理改善の推進
- 製造請負業界の市場競争の健全化
- 発注者の製造業務の長期的な質的改善
- 労働者の福祉の向上



2023年度より、工場構内で行われている物流業務（「工場内物流」）が製造業務に含まれるものとして、「工場内物流」を請け負っている事業者を認定制度の受審対象としています。

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

GJ認定制度は、厚生労働省が2007年度（平成19年度）に定めた
製造請負ガイドラインに基づき、**4分野、81項目**の審査基準を設定しています。

- | | |
|---------------|---------------|
| ■ 経営方針 13項目 | ■ ものづくり力 13項目 |
| ■ ひとづくり力 13項目 | ■ 労働者保護 42項目 |



審査機関は審査基準に基づいて、書類による事前審査、および
審査員による請負事業者の本社と発注者構内にある請負事業所の
現認による現地審査を実施します。

NEWS

2024年度から審査基準を、従来の審査レベルは維持しつつ
整理・統合し、審査基準項目数を1/4削減しました。
これにより、受審準備にかかる手間が軽減されました。



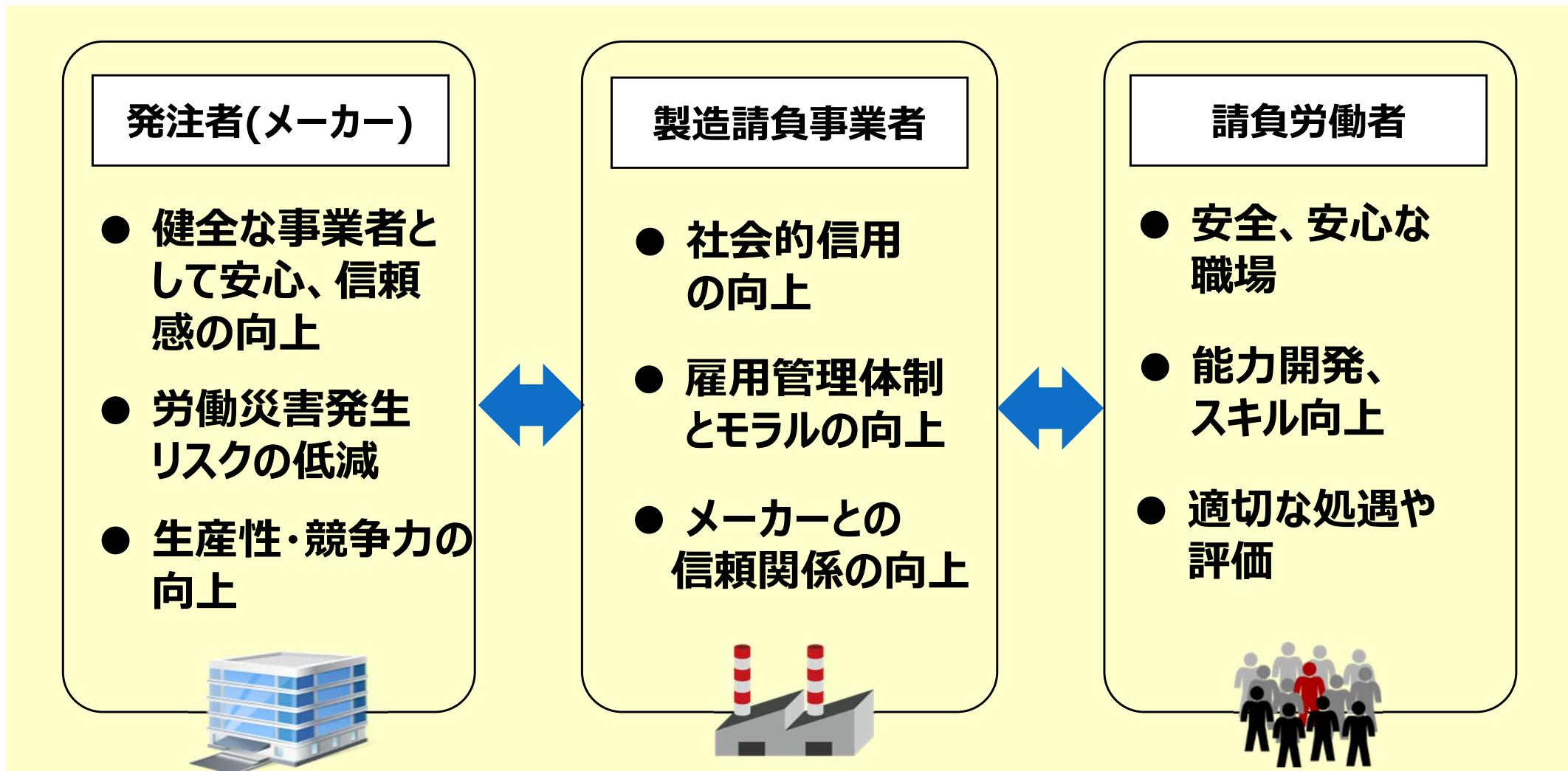
【公式認定マーク】

ユーザー企業に「質の高い請負サービス」を提供でき、同時に働く人に対して「質の高い雇用機会」を提供できる請負企業として、
良い仕事 (Good Job) の頭文字 (GとJ) で表現。

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-1. 製造請負優良適正事業者認定制度の概要

発注者、請負事業者、請負労働者がWin-Winの関係を構築できます。



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

GJ認定事業者は**優良適正な事業者としての「証」**を得ることによって、様々なメリット、効果を得ることができます。主なメリットは次のとおりです。

- 社会的信用の向上
- 雇用管理体制とモラルの向上
- メーカーとの信頼関係の向上

上記の他、次のメリットもあります。

- 行政による優遇措置
 - ・ハローワーク求人票へのGJ認定マークの表示
 - ・外国人の在留資格認定証申請時の手続きの簡素化
- ※ 上記については、次ページを参照ください。
- GJ認定制度取得を、事業者選定要件としている発注者もあります。

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

GJ認定事業者には、行政による次の優遇措置が講じられています。

■ハローワーク求人票へのGJ認定マークの表示

求職者に「安心できる求人者」であることをアピールできます。



■外国人の在留資格認定証申請時の手続きの簡素化

GJ認定事業者は、上場企業、国や地方公共団体等と同等に位置付けられ、手続きが大幅に簡素化されています。

《簡素化対象の在留資格》

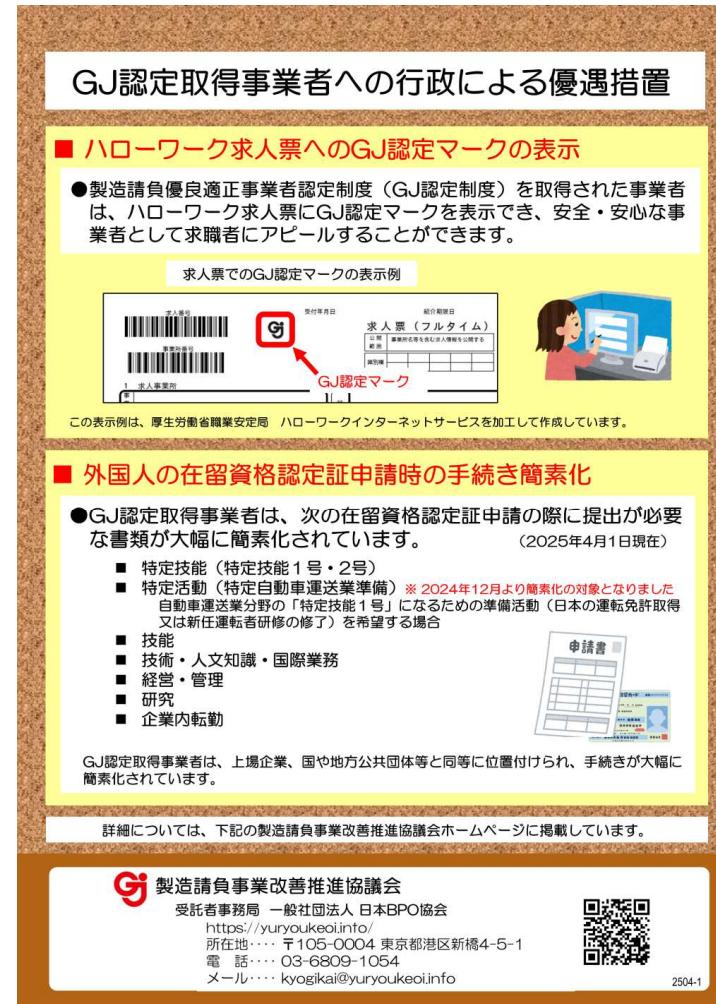
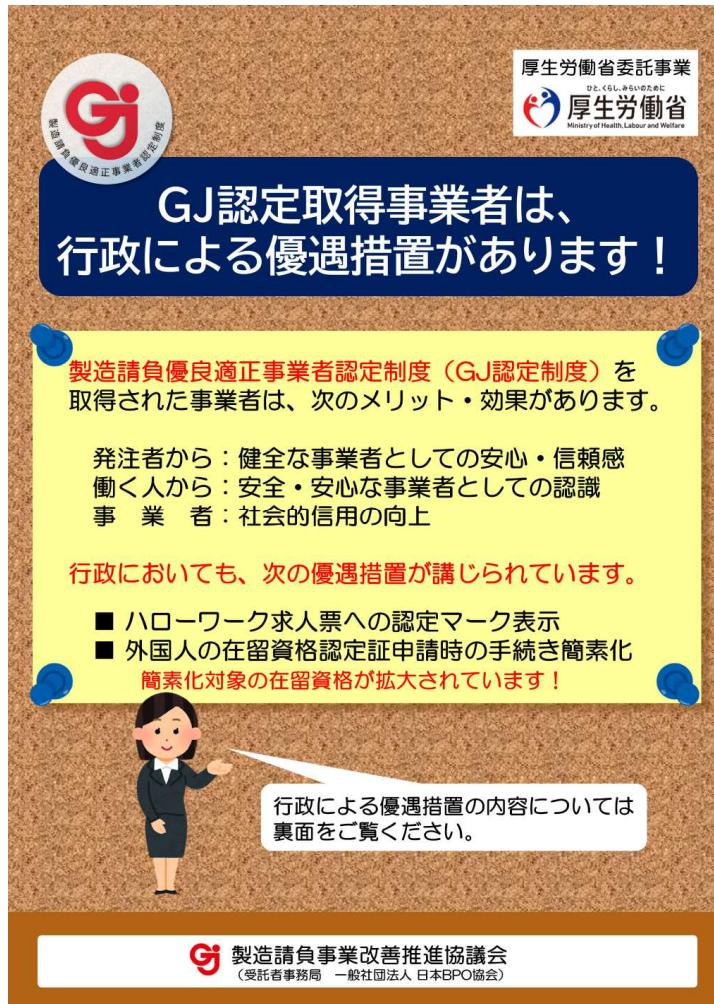
- ✓ 特定技能（特定技能1号・2号）
- ✓ 特定活動（特定自動車運送業準備）
- ✓ 技能
- ✓ 技術・人文知識・国際業務
- ✓ 経営・管理
- ✓ 研究
- ✓ 企業内転勤



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-2. GJ認定制度の請負事業者におけるメリット

GJ認定事業者のメリットとして、「行政による優遇措置」を紹介するリーフレットを用意しました。
ご活用いただければ幸いです。



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

GJ認定事業者は、審査機関による厳格な審査を経て優良かつ適正な請負事業者として認定を請負っていますので、発注者に様々なリスクの回避や事業の適切な運営等、多くのメリットをもたらします。

GJ認定制度の主な評価ポイント

経営方針
コンプライアンスの遵守等

ものづくり力
効率的な生産体制、品質管理体制、生産管理体制の構築等

ひとづくり力
労働者をスキルアップする仕組み、職業能力開発、職業能力評価等

労働者保護
安全衛生への取組み等

GJ認定制度の発注者のメリット

健全な事業者であることの
安心／信頼感

生産性／競争力の向上

労働災害発生リスクの低減

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

GJ認定事業者は、審査機関による厳格な審査を経て優良かつ適正な請負事業者として認定を受けていますので、「みなし制度」の適用を受けるリスクが低減されます。

偽装請負と判断された場合、「みなし制度」の適用を受け、発注者での直接雇用が成立します。

—労働契約申込みみなし制度—

労働者派遣法 第40条の6（以下、「みなし制度」）

厚生労働省資料によれば、2015年以降の3年間で、労働局において、みなし制度に関する指導が458件あり、このうち、偽装請負への指導が22件、内4件で請負労働者が発注者での直接雇用になりました。

この他、裁判で、みなし制度が適用された事例もあります。

今後も、みなし制度に該当する場合、労働局は、助言、指導、勧告の順で是正を求め、勧告に従わない場合、発注者の社名も公表されることがあります。



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-3. GJ認定制度の発注者におけるメリット

発注者(メーカー)における、GJ認定制度のメリット等を紹介するパンフレットを用意しました。

ご活用いただければ幸いです。

請負ガイドライン

■概要

製造業者の雇用管理改善及び適正化に取り組む請負事業者及び発注者が、効率的に取り組みを実施できるよう、「請負ガイドライン」が2007年(平成19年)に具体的な方針等を明らかにするため定めたガイドライン¹⁾です。請負ガイドラインは請負事業者及び発注者、それぞれにおいて構造べき指針が示されています。

※請負のための基本方針及び請負の改善に取り組む請負事業者及び発注者が最もすべき指針に当たるガイドライン(2007年(平成19年)厚生労働省)。

■請すべき指図

請負ガイドラインでは、次の事項が定められています。

請負者が 請すべき指図	請負事業者が 請すべき指図	
1. 就業条件等の改善 のための指図	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項	●労働条件の整備 ●労働条件に記載する就業の性質 ●労働条件に記載する就業の内容 ●労働条件に記載する就業の方法の認可事項
2. 職業能力開発	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項
3. 法令遵守	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項
4. 事故の処理	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項
5. 体制の整備	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項	●就業規則の整備 ●就業規則に記載する就業の性質 ●就業規則に記載する就業の内容 ●就業規則に記載する就業の方法の認可事項

■チェックシート

厚生労働省ホームページに、請負ガイドラインの詳細及び請負ガイドラインへの適合状況をセルフチェックできるチェックシートが用意されています。ご活用ください。

労働契約申込みなし制度

労働者派遣法 第40条の6(以降、「みなし制度」)

■厚生労働省HPに記載
■請負事業者に記載
■請負事業者に記載

GJ認定事業者には、行政による次の優遇措置が講じられています

GJ認定制度

■概要

製造請負業者の雇用管理改善及び適正化に取り組む請負事業者及び発注者が、効率的に取り組みを実施できるよう、「請負ガイドライン」が2007年(平成19年)に具体的な方針等を明らかにするため定めたガイドライン¹⁾です。請負ガイドラインは請負事業者及び発注者、それぞれにおいて構造べき指針が示されています。

※請負のための基本方針及び請負の改善に取り組む請負事業者及び発注者が最もすべき指針に当たるガイドライン(2007年(平成19年)厚生労働省)。

■審査基準と審査方法

GJ認定制度(以下、「請負ガイドライン」に基づいて審査項目が定められています。審査基準は、「経営方針」「「ものづくり力」「ひどづけ力」(労働者保護)の4分野で構成され、81項目を含みます。

監査機関は、審査基準に基づいて、監査による前回監査及び現地監査(あるいはオンライン監査)で検査します。現地監査(あるいはオンライン監査)では、請負事業者の本社、及び発注者構内にある請負事業者の事業所について、審査機関の審査員が実施しています。

4分野、81項目の
審査基準を設定しています。

審査機関による
事前審査、現地監査で確認します。

■請負者にとってのメリット

審査機関によって各社に審査・認定を実施していますので、発注者における様々なリスクの回避や事業の活性化を図ります。多くのメリットをもたらします。

メリット

健全な事業者である ことの安心・信頼感	生産性・競争力 の向上	労働災害発生 リスクの低減
------------------------	----------------	------------------

厚生労働省委託事業

(メーカー)

発注者の皆様へ
大切なお知らせ

GJ認定制度は、製造請負の優良事業者を認定する
厚生労働省が設置した制度です。

厚生労働省は、製造業の請負用管理の改善及び適正化を目的に請負事業者及び
発注者(メーカー)に対して請負ガイドラインとして、
請すべき指図を定めています。

そしてGJ認定制度は、発注者(メーカー)の安心・安全・品質に応える、

請負ガイドラインに則した製造請負の優良事業者を認定する

厚生労働省が設置した制度です。

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会

ダウンロード先 https://yuryoukeoi.info/down_load.html

3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-4. GJ認定制度に関するお問い合わせについて

GJ認定制度にご興味があり、下記ご質問等があればご連絡ください。

- 制度のもっと詳しい内容を知りたいので教えてもらいたい
- 受審を検討したいが、どのように進めればいいか
- 受審、合格に向けてのサポートはしてもらえるのか
- 現在の実力が分かるような、簡単なチェックリストはないか
- 現在、請負事業所（現場）はないが、GJ取得を前提に請負の事業化に取り組んでいきたいが、アドバイスをもらえないか など

- 電話 03-6809-1054
- メール kyogikai@yuryoukeoi.info
- 受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

相談フォームURL



3. 製造請負優良適正事業者認定制度

3-5. GJ認定事業者一覧

2025年度 製造請負優良適正事業者一覧

(五十音順、2025年4月1日現在)

株式会社アクティー	サンヴァーテックス株式会社	日総工産株式会社
株式会社アバンセコーポレーション	株式会社サンキヨウテクノスタッフ	株式会社日本ケイテム
株式会社イー・オー・シー	株式会社三幸コーポレーション	株式会社早川工業
株式会社イカインダストリイ	ジェイティプラントサービス株式会社	株式会社ヒューマンアイ
株式会社イカイコントラクト	株式会社シグマテック	株式会社平山
株式会社イカイプロダクト	株式会社ジャパンクリエイト	フジアルテ株式会社
株式会社ウィルオブ・ワーク	株式会社セントラルサービス	株式会社フジワーク
株式会社ウイルテック	株式会社総合プラント	株式会社プロテクス
株式会社エイジェック	株式会社塚腰サービス	マルアイユニティー株式会社
株式会社エー・オー・シー	株式会社テクノクリエイティブ	ミライク株式会社
株式会社カインズサービス	テクノセンター株式会社	株式会社ワイズ
川相商事株式会社	東洋ワーク株式会社	株式会社ワークスタッフ
株式会社クリエイト	株式会社トーコー	株式会社ワールドインテック
株式会社グロップジョイ	株式会社トータルマネジメントビジネス	

4. GJチャレンジ制度

4-1. GJチャレンジ制度の概要と取得のメリット

4-2. GJ認定制度との違い

4. GJチャレンジ制度

4-1. GJチャレンジ制度の概要と取得のメリット

来年度（2026年度）から、GJチャレンジ制度が創設されます。

■ GJチャレンジ制度の概要

● 目的

GJチャレンジ制度は、GJ認定制度に対して審査基準項目を絞り込んではいるものの、同一の審査基準を用いているため、GJ認定制度取得の前段として活用いただけることを目的に作られた制度です。

● 受審資格

- 将来的にGJ認定制度を取得する意思がある企業が対象です。
- 製造請負事業所の有無は問いません。

■ GJチャレンジ制度取得のメリット

- GJ認定制度を計画的、効率的に取得することが可能となります。
- GJ認定制度の取得を目指していただけるよう、GJチャレンジ制度を取得した企業に対して、GJ認定制度の受審および適正な請負へのサポートが受けられます。



4. GJチャレンジ制度

4-2. GJ認定制度との違い

GJチャレンジ制度とGJ認定制度の主な違いは、次のとおりです。



	GJチャレンジ制度(予定)	GJ認定制度
制度設置の目的	GJ認定制度取得への前段となる認定制度	優良適正な事業者としての「証」
認定マーク	付与(GJ認定制度とは別マーク)	付与
有効期間と更新可否	3年 更新不可	3年 更新可
審査方法	オンライン	現地審査またはオンライン
審査対象	本社	本社、および 製造請負事業所(原則2か所)
製造請負事業所	なくても受審可	原則として2か所必要
審査基準	39項目 経営方針、ひとづくり、 労働者保護の3分野	81項目 経営方針、ものづくり、ひとづくり、 労働者保護の4分野
審査費用の目安	GJ認定制度の半額程度を予定	33万円程度

従来どおり、GJチャレンジ制度を受審せずに、直接、GJ認定制度を受審いただくこともできます。

5. GJ認定制度オンラインセミナー

5. GJ認定制度オンラインセミナー

厚生労働省委託事業として、次のとおり期間限定でオンラインセミナーを開催しています。

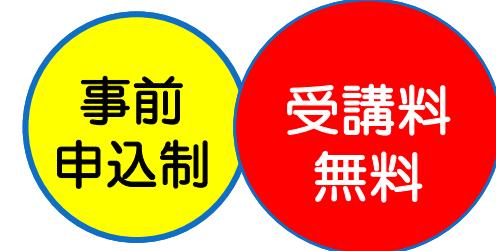
- 期間 2026年2月17日(火)～3月2日(月)
- 対象 メーカー（発注者、派遣先事業者）
請負事業者（派遣元事業者）
- 配信 このセミナーは2月13日に実施したオンラインセミナーの録画配信です。
期間中、夜間・休日を含む、ご都合の良いときにご視聴いただけます。
- 内容

- 基調講演 請負現場の『ブラックボックス技術』
—顧客の競争力を高め、日本の製造業を支える請負へ—

- 認定事業者事例紹介
 - ・日総工産株式会社（神奈川県）
「人を育て人を活かす」人的資本の投資で顧客満足を向上
 - ・株式会社グループジョイ（岡山県）
優秀な人材による質の高いサービスを追求・提供

- 請負ガイドライン、GJ認定制度について

基調講演の概要と申込方法は、次ページをご覧ください。



5. GJ認定制度オンラインセミナー

■基調講演概要

●テーマ：請負現場の『ブラックボックス技術』

—顧客の競争力を高め、日本の製造業を支える請負へ—

● 講師： 宮城 力（みやぎ ちから） 氏

- ・株式会社ウイルテック 代表取締役社長執行役員
- ・製造請負事業改善推進協議会 委員
- ・一般社団法人 日本BPO協会 理事
- ・電子・機械部品製造事業協同組合 理事



✓目下の課題は採用難や人件費の上昇ではあるが、国内回帰が進む今こそ本質的課題に立ち向かい、日本の製造業の価値を高める請負を提供することで、競争力を高めて持続的成長を実現する。

■申込方法： 事前申し込み制、ホームページからお申込みください。



6.請負なんでも相談室

6. 請負なんでも相談室

厚生労働省の委託事業として、下記のとおり、ご相談を受け付けています。

どなたでも、お気軽にご相談ください。

豊富な知識と経験を持った相談員が対応させていただきます。

ご相談は、**無料**です。

■どなたでも

- 請負事業者 ●発注者（メーカー等）
- 派遣先事業者 ●派遣元事業者 ●スタッフ などの方々

■どんなことでも

- 適正な請負と偽装請負の判断基準
- 請負化（外部委託）の進め方と注意すべき点
- 請負事業の適正化に向けての支援（研修、資料提供等）
- 社会保険、労働安全衛生、各種助成金などに関するこ
- GJ認定制度について など

■電話 **03-6809-1054**

■メール kyogikai@yuryoukeoi.info

受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会



相談フォームURL



6. 請負なんでも相談室

「請負なんでも相談室」では、**年間1,000件程度の相談**をお受けしています。

昨年度相談のあった代表的な事例を「Q&A集」

として、ホームページに掲載しています。

こちらもご活用いただければ幸いです。

「製造請負なんでも相談室」Q&A集
2024年度 厚生労働省委託事業

目次

1. 請負事業について	2
(1) 適正な請負について	2
(2) 指揮命令等について	5
(3) 運営管理等について	7
(4) 機械、設備、材料等について	11
(5) 請負料金等について	13
2. 外国人労働者について	15

本書は、2024年度 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業として実施した相談支援から、代表的な内容等についてQ&A集としてとりまとめたものです。

製造請負事業改善推進協議会
受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

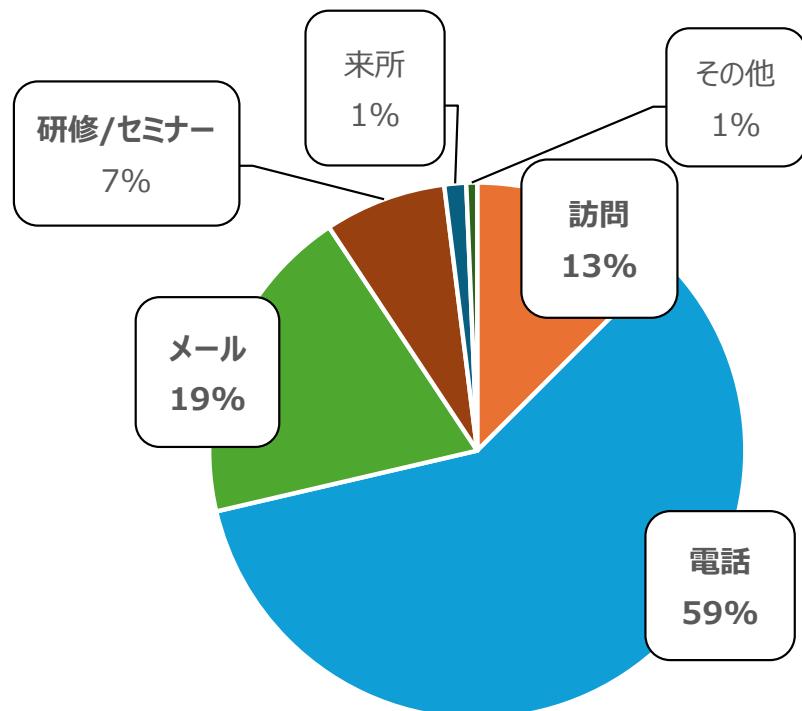
1

6. 請負なんでも相談室 《ご参考》

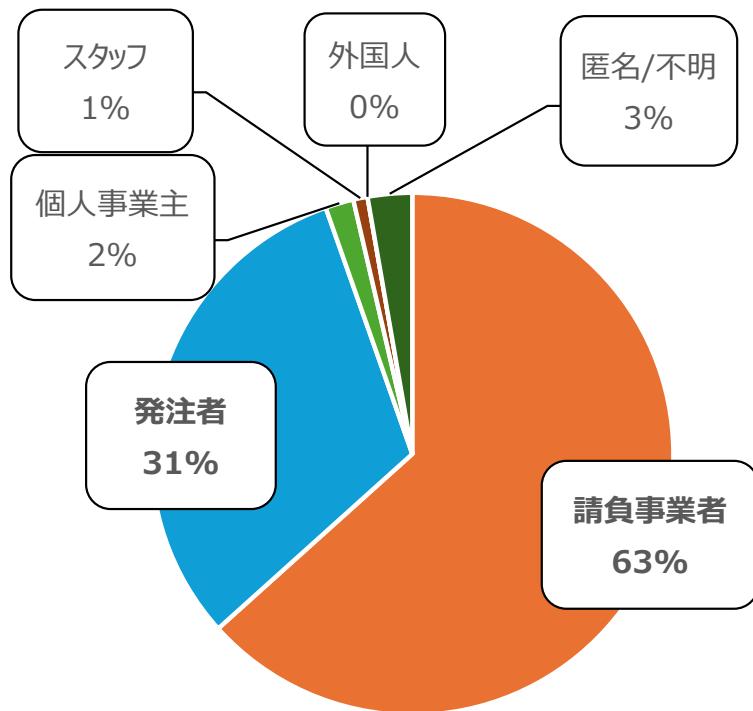
「請負なんでも相談室」へ相談される方は、半数以上が**電話**ですが、**メール**、**訪問時での相談**、**研修/セミナー**における相談等様々な手段が見られます。

相談される相手方では、圧倒的に請負事業者、発注者が多くなっています。

相談手段内訳



相談の相手方

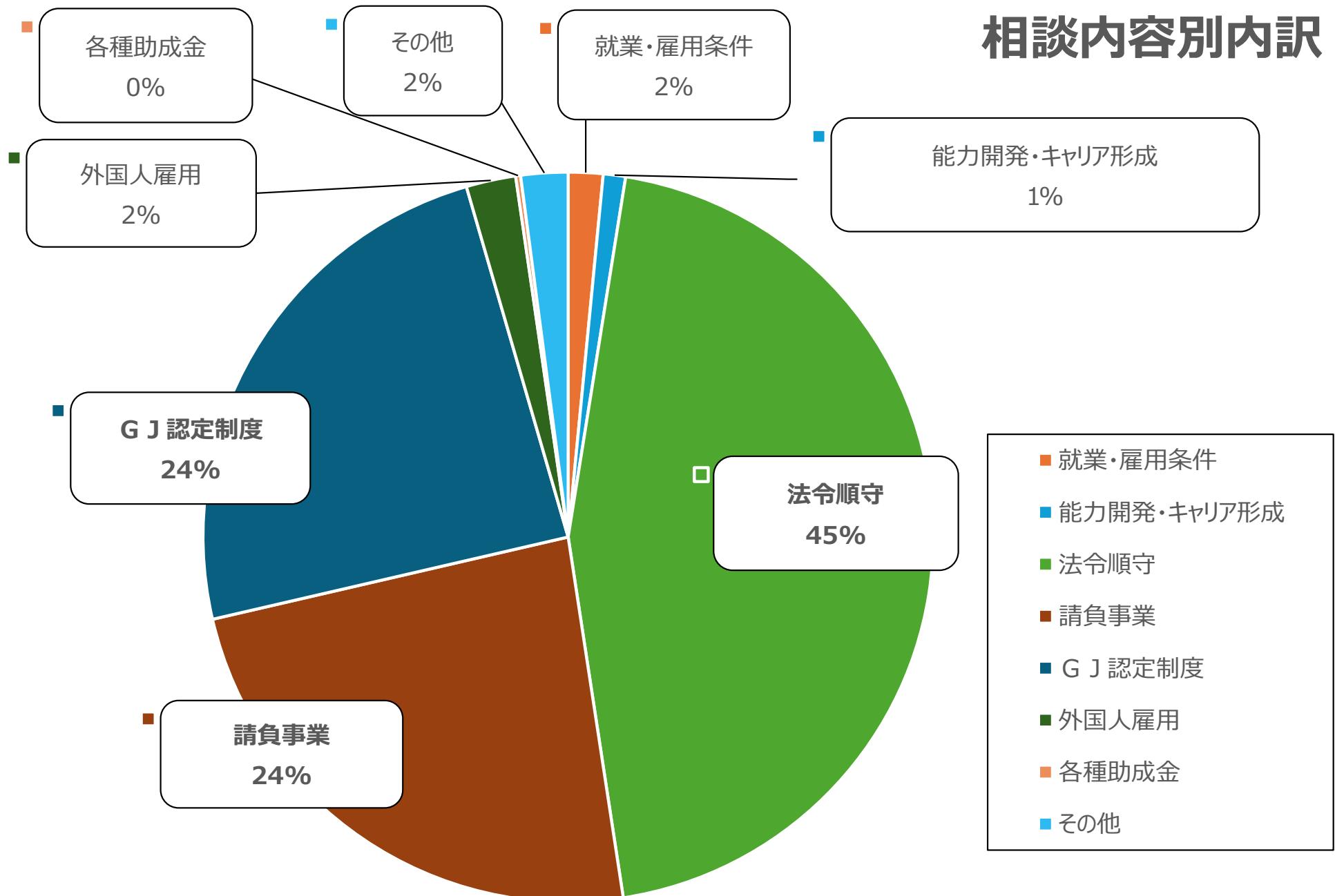


■ 訪問 ■ 電話 ■ メール ■ 研修/セミナー ■ 来所 ■ その他

■ 請負事業者 ■ 発注者 ■ 個人事業主 ■ スタッフ ■ 外国人 ■ 匿名/不明

6. 請負なんでも相談室 《ご参考》

相談内容別内訳



6. 請負なんでも相談室

製造請負に関する相談窓口として、「請負なんでも相談室」を紹介するリーフレットを用意しました。ご活用いただければ幸いです。



請負なんでも相談室

豊富な知識と経験を持った相談員が対応させていただきます

【どなたでも】

■請負事業者 ■派遣事業者 ■発注者（メーカー等） ■スタッフなどの方々

【どんなことでも】

例えば、

- 適正な請負と偽装請負との判断基準
- 請負化（外部委託）の進め方と注意すべき点
- 請負事業の適正化に向けての支援（研修、資料提供等）
- 社会保険、労働安全衛生、各種助成金などに関すること
- 「製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）」についてなど

**無料相談です
お気軽にご相談ください！**



03-6809-1054  kyogikai@yuryoukeoi.info

電話受付時間 9:00～17:45 (土・日・国民の祝日を除く)

受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会

所在地……〒105-0004 東京都港区新橋4-5-1

公式サイト…<https://yuryoukeoi.info/>

 問合せフォーム

 GJ認定制度
ホームページ

◆今回ご案内した資料

■GJ認定取得事業者は、行政による優遇措置があります！

■GJ認定制度案内資料

「発注者（メーカー）の皆様へ大切なお知らせ」

■製造請負優良適正事業者認定制度 好事例集（2025年度版）

■2025年度

製造請負優良適正事業者認定制度（GJ認定制度）
オンラインセミナー

■請負なんでも相談室案内資料

◆本資料に関するお問い合わせ先

製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局：一般社団法人 日本BPO協会

〈所在地〉〒105-0004

東京都港区新橋4-5-1 アーバン新橋ビル9F

〈電話〉 03-6809-1054

〈FAX〉 03-6721-5362

〈URL〉 <https://yuryoukeoi.info/>

〈メール〉 kyogikai@yuryoukeoi.info



ご清聴

ありがとうございました。





製造請負事業改善推進協議会

受託者事務局 一般社団法人 日本BPO協会

<https://yuryoukeoi.info/>

所在地…… 〒105-0004 東京都港区新橋4-5-1

電 話…… 03-6809-1054

メール…… kyogikai@yuryoukeoi.info

